

カーボンリサイクル試験高炉建設に係る 地下水汚染対策への影響について

2022年 11月 8日

JFE スチール 株式会社

1. 工事における地下水汚染対策

- 1) CR試験高炉 全体配置計画
- 2) 土壌調査の実施計画
- 3) 工事エリアの汚染浄化対策
 - ①汚染土の除去および地下水揚水による浄化計画 ②掘削除去した掘削汚染土の封じ込め対策
- 4) 杭打設時の汚染拡散防止対策
- 5) 建設工事における対策（土対法14条申請）
- 6) 作業者への暴露対策
- 7) 過去の汚染状況調査結果
 - ①第3回シアン対策専門委員会資料 ②2005年地下水調査結果 ③2005年土壌調査結果
- 8) No.1、2,5井戸 地下水測定結果
- 9) 地下水汚染のモニタリング追加計画

2. 地下水汚染の浄化促進計画

- 1) シアン対策の有効性評価(地下水流動方向)
 - ①前回報告の訂正 ②地下水流動方向の訂正 ③土壌の高濃度汚染部の影響
- 2) 地下水汚染の浄化促進とモニタリング計画

3. まとめ

- 1) 地下水汚染浄化の全体スケジュール

1. 工事における地下水汚染対策

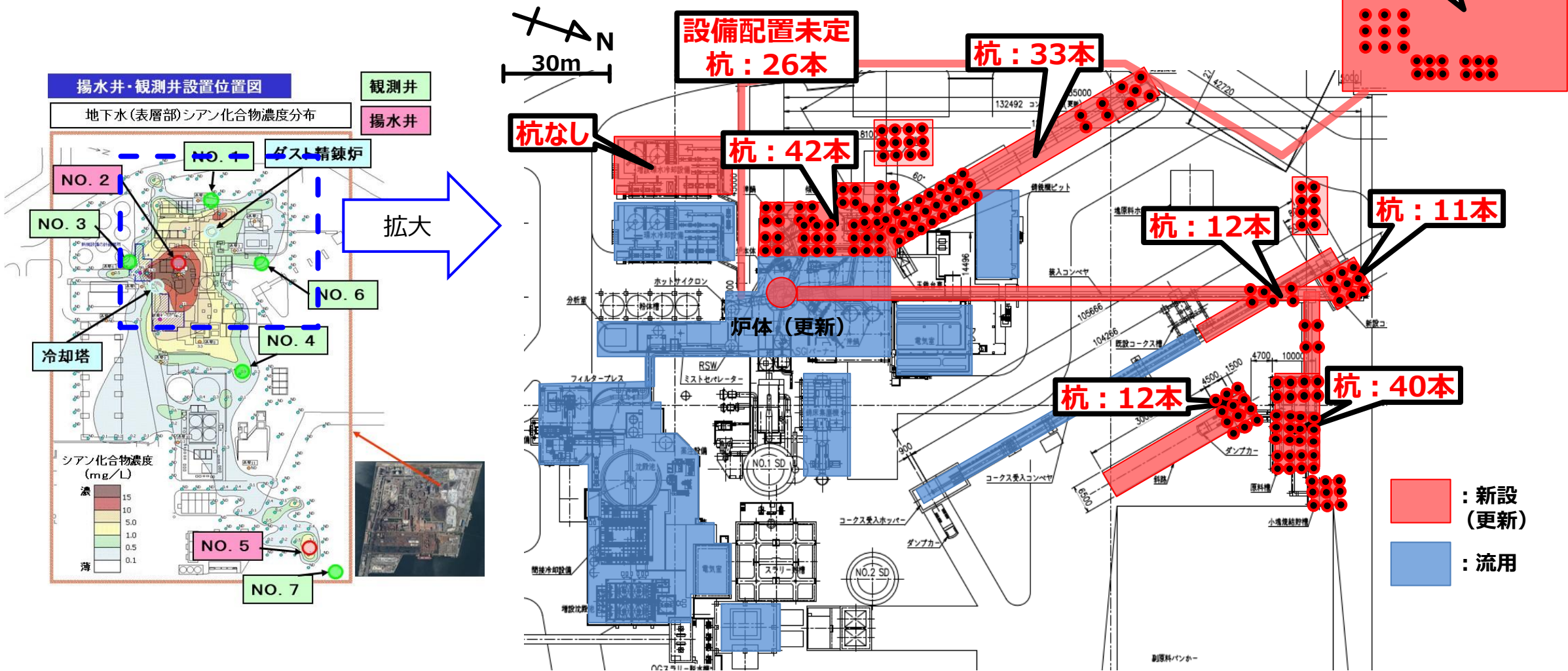
工事における対策の基本方針

地下水揚水により汚染浄化を推進してきたが、汚染が残っているリスクを考慮し、土壌掘削エリアは事前に土壌調査を実施し、土壌からの有害物質の発生リスクを評価し、安全に作業を行う。

また、掘削および杭打設においては、汚染拡散防止可能な方法により工事を施工していく。

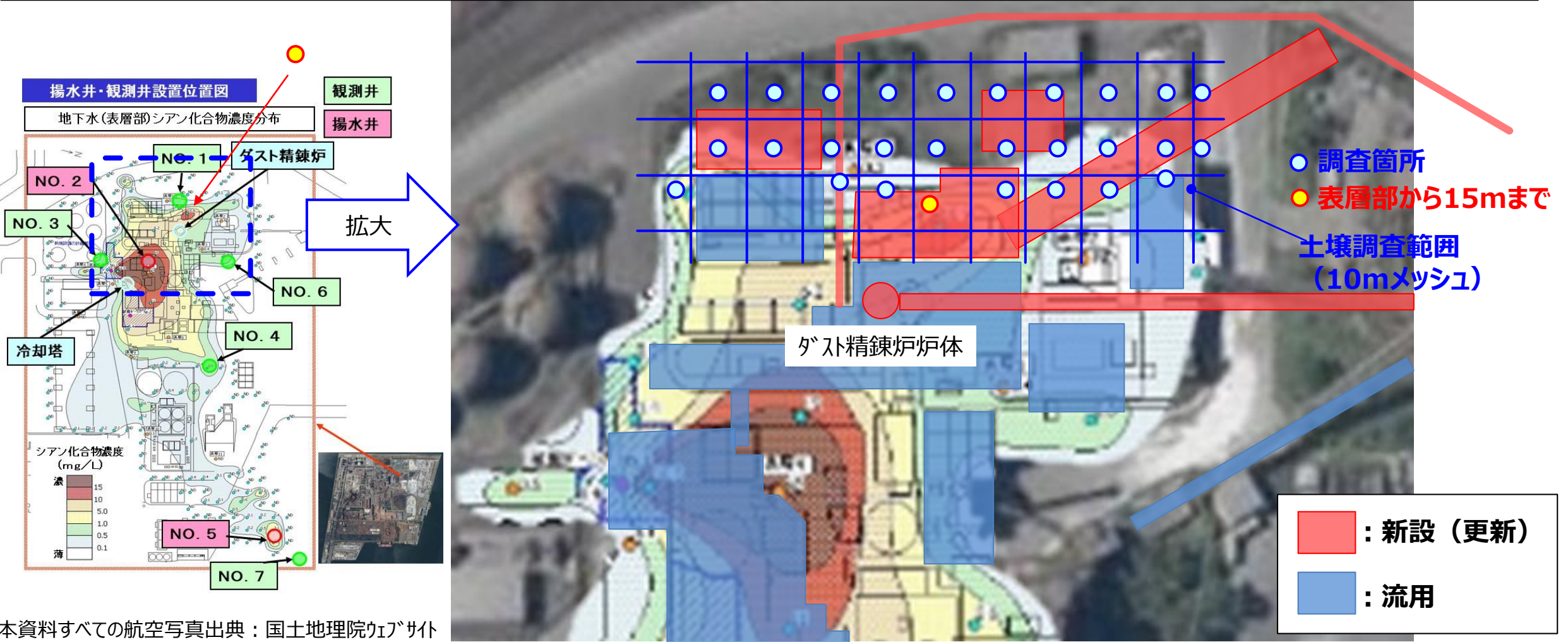
1-1) CR試験高炉 全体配置計画

- ・ ■ 部：新設（更新）に伴い、掘削&杭打設予定。但し、炉体部は既設基礎流用。
- ・ 杭200本、掘削土量1.2万m³程度の見込み。



1-2) 土壌調査の実施計画

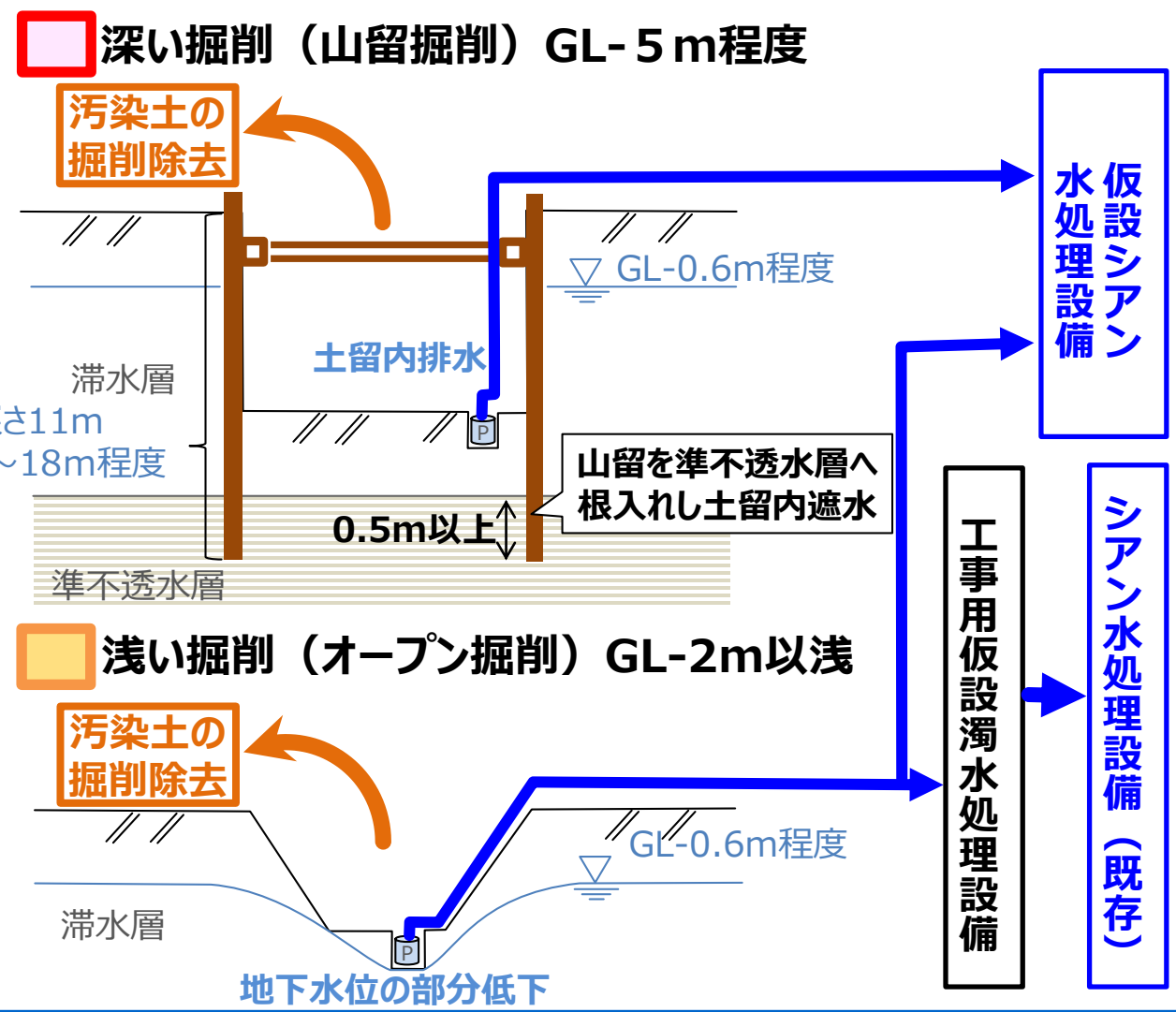
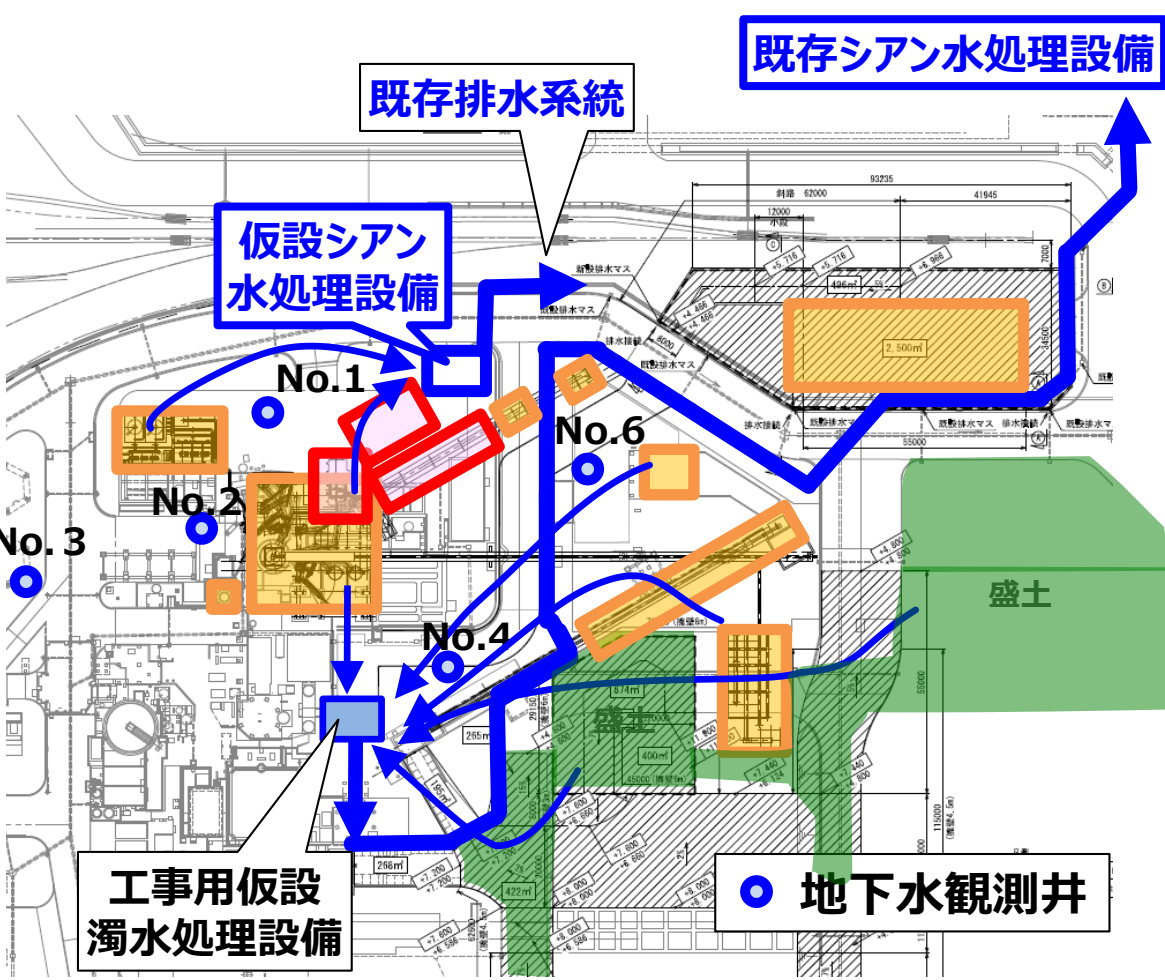
【目的】 土壌汚染浄化対策、作業員への暴露対策具体化のため、事前に土壌調査を実施(下記28箇所サンプル採取予定)
【場所】 地歴調査にて土壌汚染のおそれ比較的多いと認められる範囲で、掘削および杭打設を行う場所
【方法】 平面：10mメッシュ単位、深さ：表層部から5mまで/1m毎 **【調査項目】** 土壌のシアン溶出量とシアン含有量



本資料すべての航空写真出典：国土地理院ウェブサイト

1-3) 工事エリアの汚染浄化対策 (汚染土の除去 + 地下水浄化)

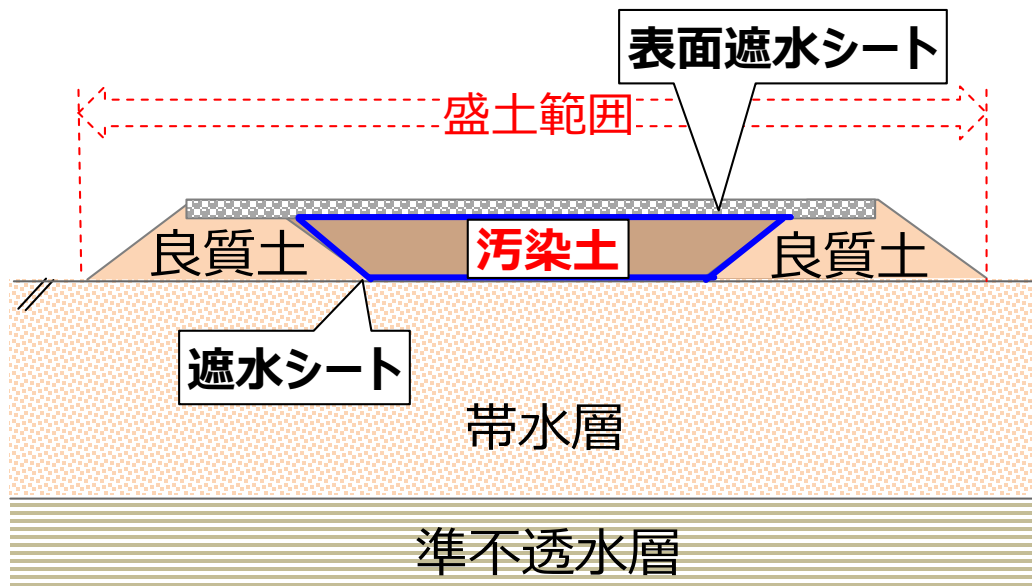
基礎構築に伴い掘削部の汚染土を除去し、掘削時の揚水により地下水の浄化を促進
 ※汚染土：土壌調査で汚染が確認された区画から掘削される土



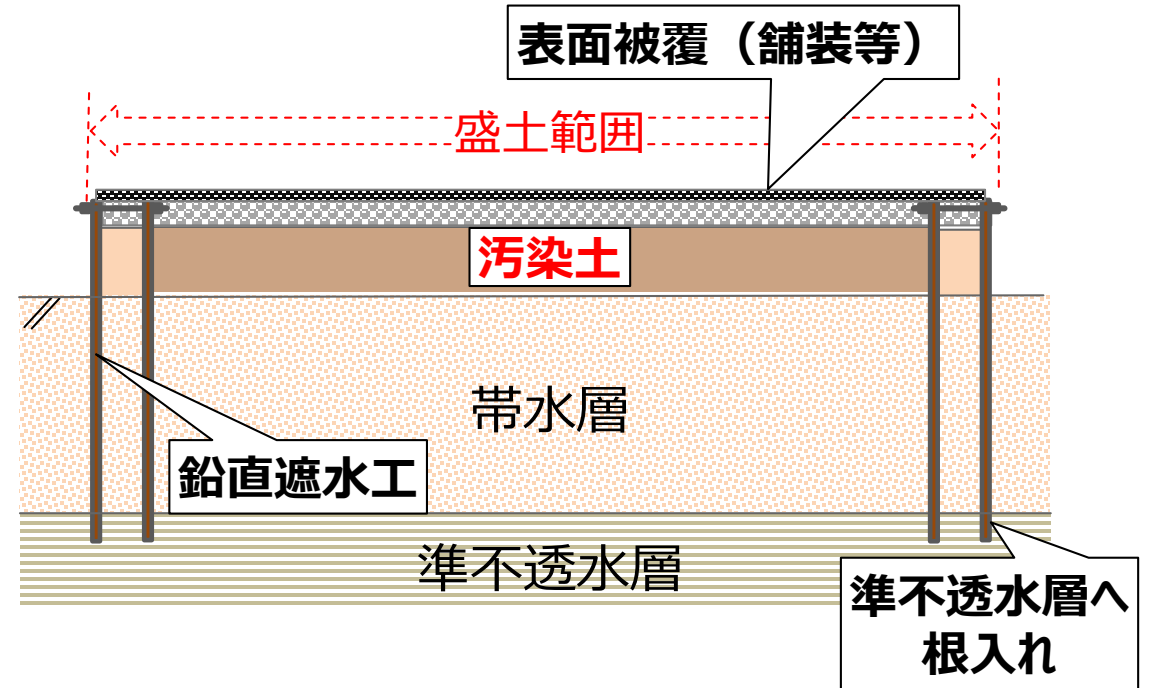
1-3) 工事エリアの汚染浄化対策（掘削除去した汚染土の封じ込め）

掘削除去した汚染土は、敷地内にて封じ込め（健康被害の恐れがある場合での環境省令で定める指示措置に準じた方法）、事前の土壌調査により汚染土量を把握した上で、発生量に応じた汚染土の封じ込めを行う

パターン① 遮水シート+盛土による封じ込め



パターン② 鉛直遮水工による封じ込め



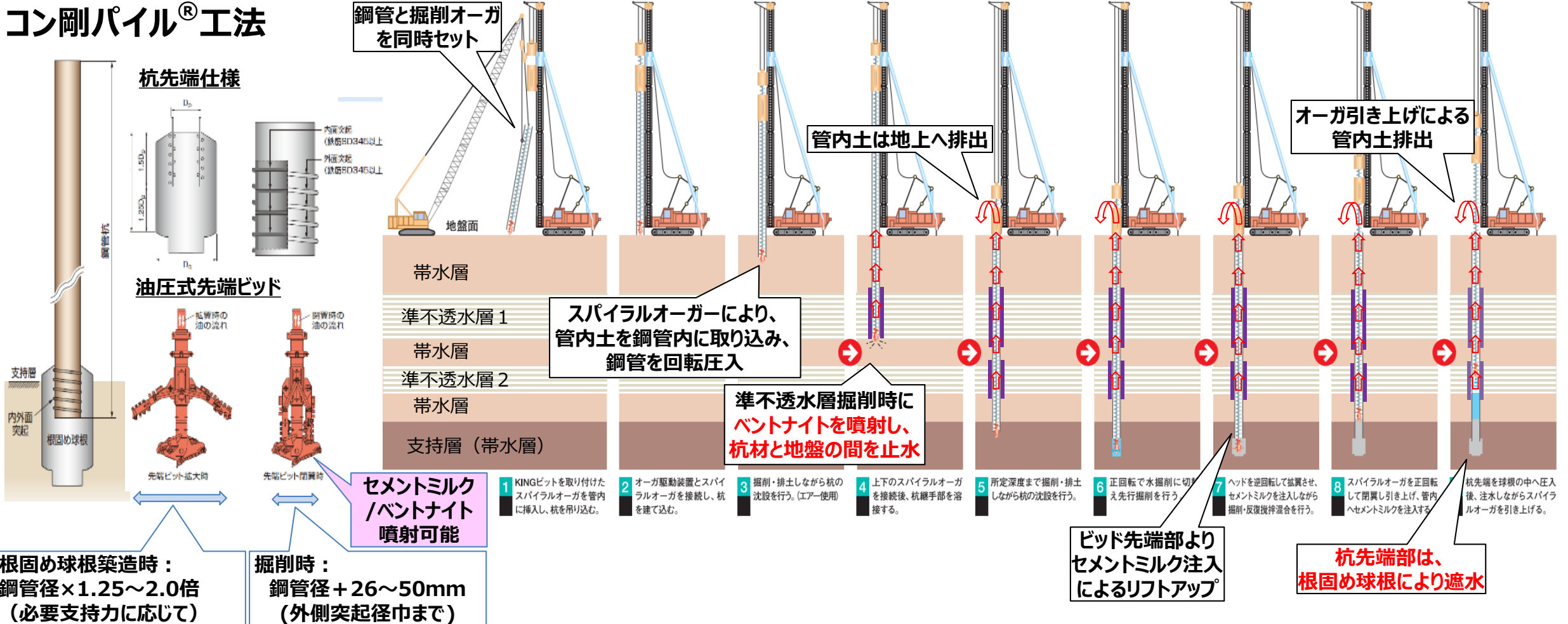
遮水シート・・・合成樹脂系遮水シート、合成ゴム系遮水シート
アスファルト系遮水シート

鉛直遮水工・・・継手に膨潤性遮水剤を塗布した鋼矢板、
継手にモルタル充填した鋼管矢板

1-4) 杭打設時の汚染拡散防止

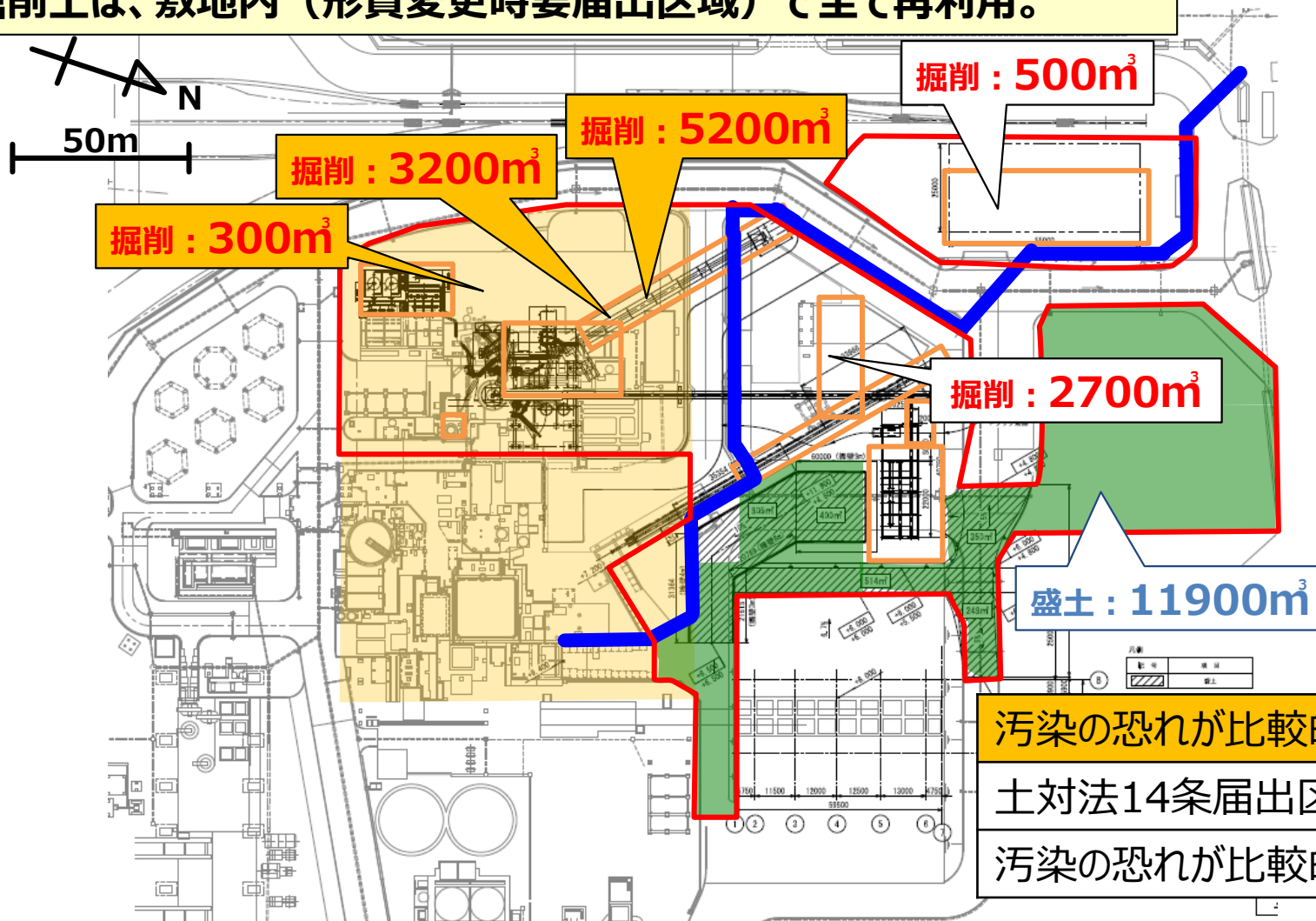
準不透水層の上方+1m～下方-1mベントナイトを噴射し、掘削孔の孔壁保護+杭材と地盤の止水を施しつつ、鋼管（杭材）と掘削オーガを同時沈設することで、鋼管内に土を取り込み地上へ排出
杭先端部は、セメントミルク注入により根固め球根を構築し、杭先端部を遮水

コン剛パイル® 工法



1-5) 建設工事における対策（土対法14条申請範囲）

土対法に基づき、周囲に影響を与えないように建設工事を実施する。
掘削土は、敷地内（形質変更時要届出区域）で全て再利用。



- : シアン汚染のおそれ比較的多い範囲
- : 掘削範囲
- : 盛土範囲

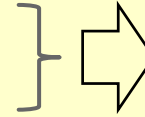
赤枠の範囲
: 土対法14条申請
⇒形質変更時要届出区域

汚染の恐れが比較的多い土地での掘削	8,700m³
土対法14条届出区域での盛土	11,900m³
汚染の恐れが比較的多い残土の区域外搬出量	0m³

1-6) 作業員への暴露対策

汚染土/汚染地下水を取り扱う作業員のリスク：

- ① 地下水中のシアン化合物よりシアン化水素ガスが発生し、吸入する
- ② 掘削土に含まれるシアン化合物が飛散し、粉塵として吸入する



事前調査を実施した上で、
工事の計画段階、実行段階で対策

事前調査

- ・土壌汚染調査（汚染が確認されている範囲かつ掘削予定範囲、10mメッシュ）により、深度毎（@1m、最大掘削深GL-5m迄）の土壌のシアン溶出量、シアン含有量を測定。
- ・最も濃度の濃い#3観測井の地下水を採取し、シアン化水素ガスを測定。
シアン化合物の形態変化(泥土の影響、地下水の中和処理)も踏まえ、PHを変化させたシアン化水素発生状況も把握。

工事の計画段階

- ・工事発注側⇒元請（工事の入札予定者）に、危険有害情報の一部として全ての事前調査結果を提供。
- ・元請（建設工事の受注者）は、施工計画策定時に作業毎のリスクアセスメントにより、安全対策を立案。
・・・高リスクと想定される作業：掘削工、盛土工、杭打設に伴う残土処理、地下水処理工 等

工事の実行段階

- ・作業エリアの濃度測定。・・・厚生労働省の「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン」に準ずる。
- ・建設作業エリアの区画と明示、休憩室（作業エリアでの飲食・喫煙禁止）や洗浄設備の設置。
- ・汚染土/汚染地下水の取り扱い上の注意事項、使用するべき保護具の掲示。
- ・リスクに応じた安全措置、保護具の着装。（呼吸器用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋、シアン化水素ガスモニタ等）

調査内容

調査①

1. 対象特定有害物質:シアン化合物(地下水および土壌(溶出))
2. 調査方法
 - (1)対象区画 : ダスト精錬炉周囲(右図参照)に設定
 - (2)試料採取方法 : 100m²の単位区画ごとに試料(土壌、地下水)を採取し、汚染範囲を限定する
 - (3)深度 : 地下水 **掘削時に水が出てきた深度にて採取**
土壌 表層~5cm、5~50cm(2深度を等量混合)

※コンクリート構造物等がある場合は、以下の順に検討する

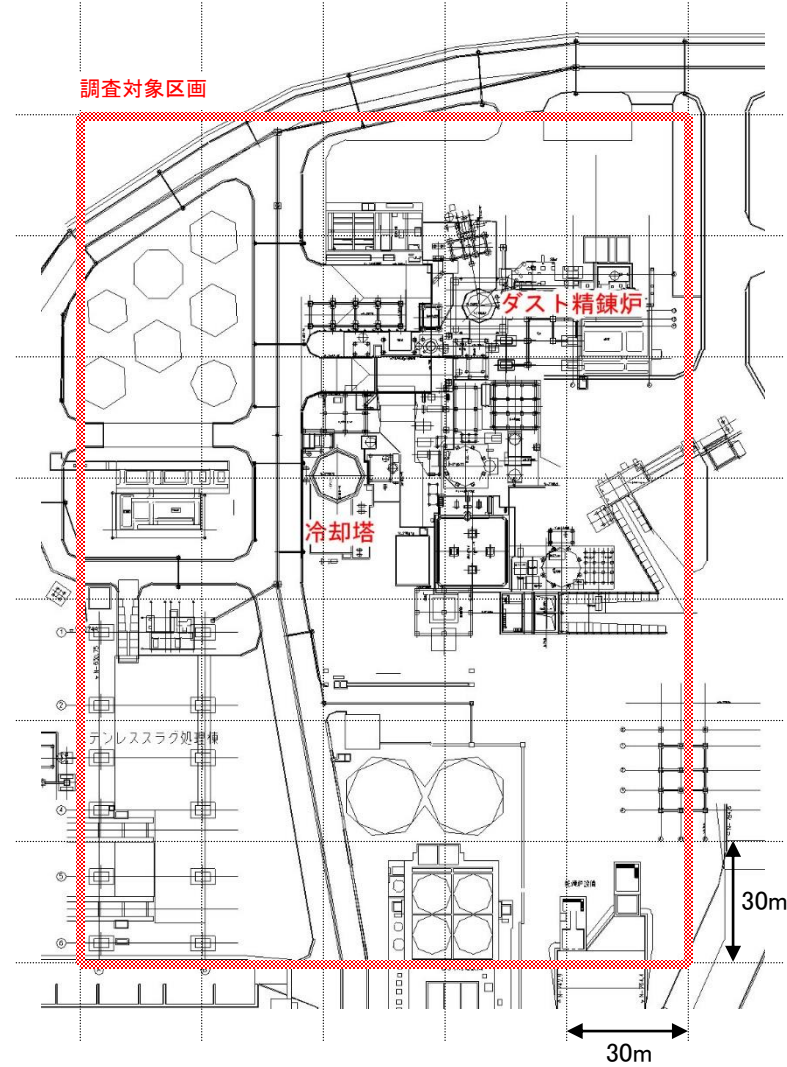
- 1)メッシュ内で構造物を避けた地点でサンプリング
- 2)コア抜き等を実施しサンプリング
- 3)隣の地点でサンプリング

調査②

1. 対象特定有害物質:シアン化合物(地下水および土壌(溶出))
2. 調査方法
 - (1)冷却塔近傍でボーリング(深さ10m)
 - a)地下水:冷却塔底部付近の深度(-2m)で採取
 - b)土壌 :GL-1~10m、1m毎10個採取
 - (2)濃度カウンター図作成
必要に応じて汚染範囲内の試料採取ポイントを追加の上、作成する。
(今後、作成予定)

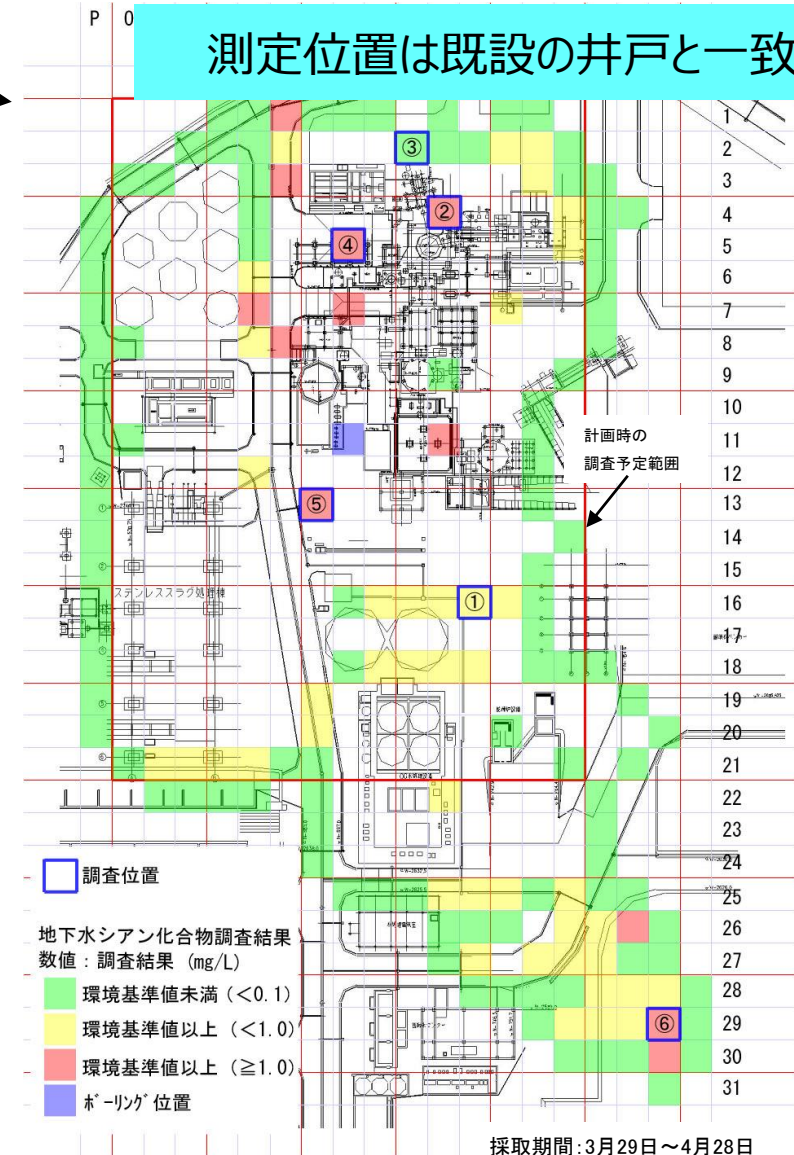
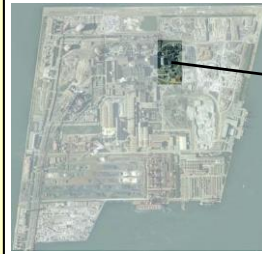
調査③

1. 対象特定有害物質(地下水および土壌(溶出))
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
2. 調査方法
調査①で採取した試料より、数試料について分析する。



ダスト精錬炉周辺 地下水・土壌調査区域図

過去の地下水調査結果（シアン以外の第2種特定有害物質）では、**ふっ素及びその化合物のみ**地下水環境基準値以上であったが、それ以外の物質は地下水環境基準値以下であった。



測定結果 (地下水)

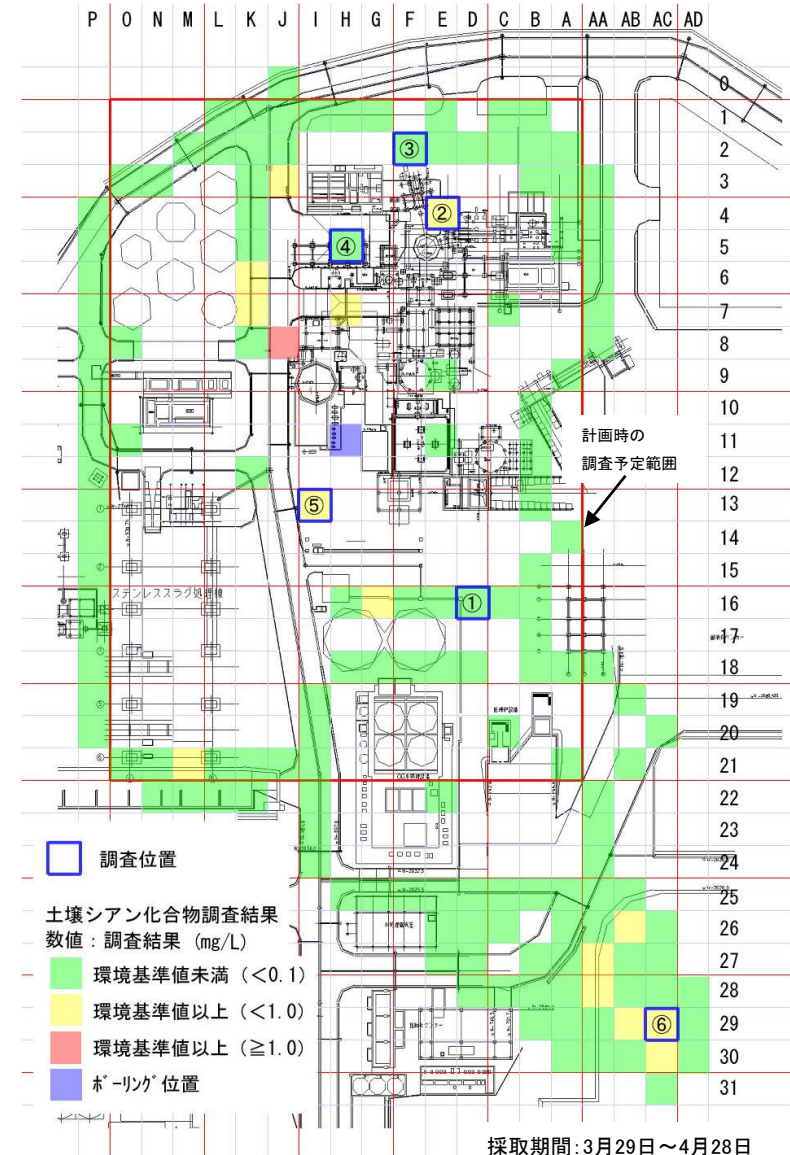
測定項目	基準値 mg/L	① (D-16)	② (E-4)	③ (F-2)	④ (H-5)	⑤ (I-13)	⑥ (AC-29)
カドミウム及びその化合物	≤0.01	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム化合物	≤ 0.05	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
水銀及びその化合物	≤ 0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
セレン及びその化合物	≤ 0.01	0.004	0.004	0.003	0.005	0.006	0.01
鉛及びその化合物	≤ 0.01	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
砒素及びその化合物	≤ 0.01	0.001	0.002	N.D.	0.001	0.001	0.002
ふっ素及びその化合物	≤ 0.8	1.7	1.1	1.6	2.6	7.4	1.8
ほう素及びその化合物	≤ 1.0	0.7	0.2	N.D.	0.7	1.0	N.D.

測定方法

測定項目	測定方法	単位	定量下限値
カドミウム及びその化合物	環境省告示第17号(JIS K 0102 55.3)	mg/L	0.001
六価クロム化合物	環境省告示第17号(JIS K 0102 65.2.1)	mg/L	0.005
水銀及びその化合物	環境省告示第17号(昭和46年県告第59号付表1)	mg/L	0.0005
セレン及びその化合物	環境省告示第17号(JIS K 0102 67.2)	mg/L	0.001
鉛及びその化合物	環境省告示第17号(JIS K 0102 54.3)	mg/L	0.001
砒素及びその化合物	環境省告示第17号(JIS K 0102 61.2)	mg/L	0.001
ふっ素及びその化合物	環境省告示第17号(JIS K 0102 34.1)	mg/L	0.08
ほう素及びその化合物	環境省告示第17号(JIS K 0102 47.3)	mg/L	0.1

ダスト精錬炉周辺 地下水 調査結果

過去の土壌調査結果（シアン以外の第2種特定有害物質）では、ふっ素及びその化合物以外の物質は土壌溶出量基準値以下であった。



測定結果（土壌）

測定項目	基準値 mg/L	① (D-16)	② (E-4)	③ (F-2)	④ (H-5)	⑤ (I-13)	⑥ (AC-29)
カドミウム及びその化合物	≤ 0.01	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
六価クロム化合物	≤ 0.05	N.D.	0.015	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
水銀及びその化合物	≤ 0.0005	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
セレン及びその化合物	≤ 0.01	N.D.	N.D.	0.004	0.001	N.D.	0.001
鉛及びその化合物	≤ 0.01	N.D.	N.D.	0.001	N.D.	N.D.	N.D.
砒素及びその化合物	≤ 0.01	0.004	0.003	0.004	N.D.	0.003	0.002
ほう素及びその化合物	≤ 1.0	0.2	0.2	0.4	0.8	0.4	N.D.

測定方法

測定項目	測定方法	単位	定量下限値
カドミウム及びその化合物	環境省告示第46号(JIS K 0102 55.3)	mg/L	0.001
六価クロム化合物	環境省告示第46号(JIS K 0102 65.2.1)	mg/L	0.005
水銀及びその化合物	環境省告示第46号(昭和46年県告第59号付表1)	mg/L	0.0005
セレン及びその化合物	環境省告示第46号(JIS K 0102 67.2)	mg/L	0.001
鉛及びその化合物	環境省告示第46号(JIS K 0102 54.3)	mg/L	0.001
砒素及びその化合物	環境省告示第46号(JIS K 0102 61.2)	mg/L	0.001
ほう素及びその化合物	環境省告示第46号(JIS K 0102 47.3)	mg/L	0.1

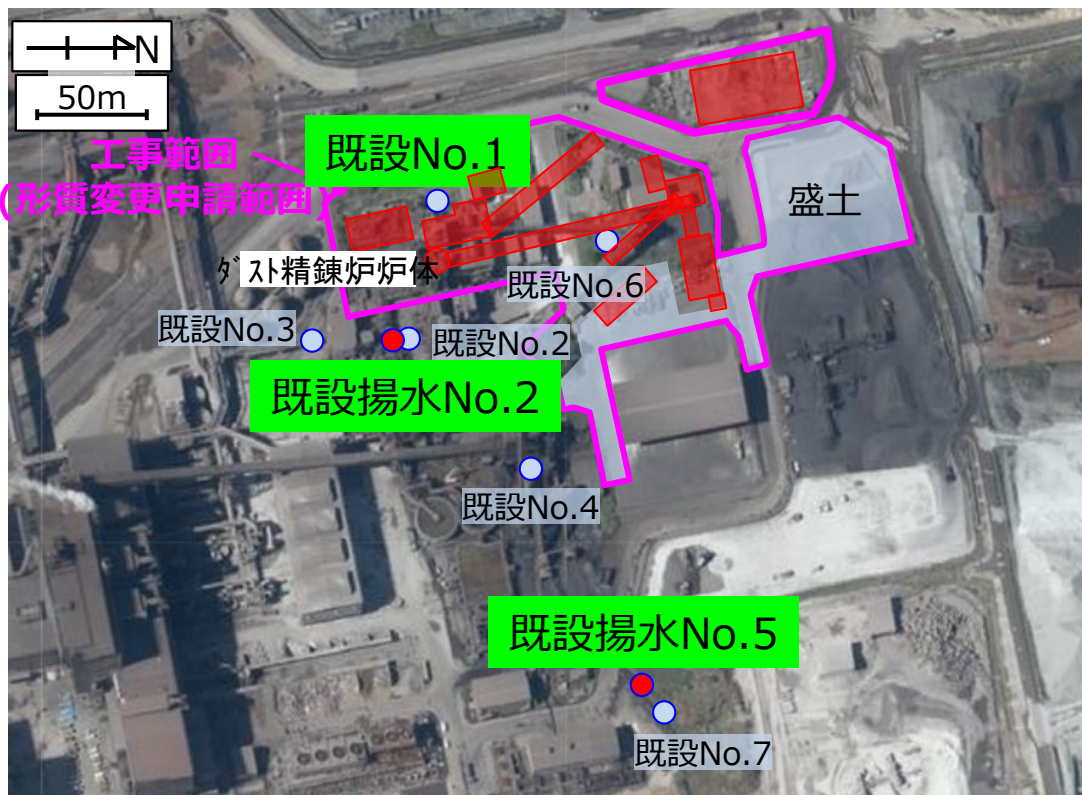
ふっ素及びその化合物については分析結果不明

ダスト精錬炉周辺 土壌 調査結果

1-7) No.1、2、5井戸 地下水測定結果(第2種特定有害物質) 2022年

工事エリアの有害物質による土壌汚染の有無を確認するため、既存No.1観測井とNo.2,5揚水井の地下水測定(第2種特定有害物質)を実施した。結果は、ふっ素及びその化合物とほう素及びその化合物において一部の地点で地下水環境基準値以上であったが、それ以外の物質は地下水環境基準値以下であった。

観測井、揚水井配置図



No.1、2、5観測井、揚水井地下水測定結果

測定項目	地下水環境基準 (mg/l)	測定結果 (mg/l)				
		1-1-a 1.0~ 5.0m	1-1-b 6.2~ 8.0m	1-2 13.0~ 14.0m	2-2 0.5~ 2.5m	5-1 0.8~ 4.8m
シアン及びその化合物	不検出(<0.1)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
カドミウム及びその化合物	≦0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
六価クロム化合物	≦0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
水銀及びその化合物	≦0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
セレン及びその化合物	≦0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.004
鉛及びその化合物	≦0.01	0.003	<0.001	0.002	<0.001	<0.001
砒素及びその化合物	≦0.01	<0.002	0.004	<0.002	<0.002	<0.002
ふっ素及びその化合物	≦0.8	0.86	0.38	0.71	1.72	1.46
ほう素及びその化合物	≦1.0	0.07	2.5	3.5	0.16	0.54

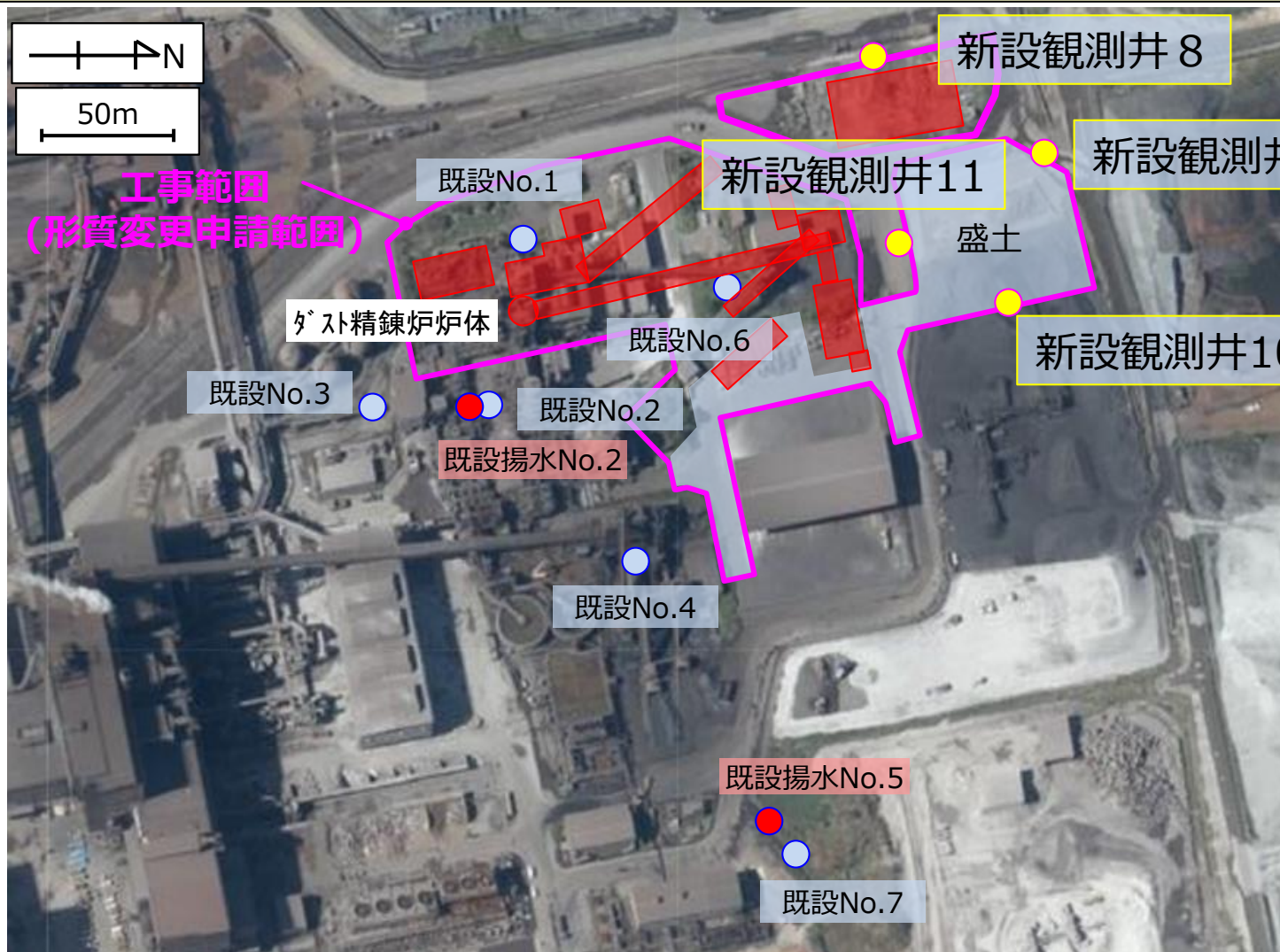
2022年10月採水

2022年6月採水

1-8) 建設工事における地下水汚染のモニタリング追加計画

土木工事着工前に盛土・新設区画周辺に観測井を4基増設する。工事範囲全体のモニタリングにより、汚染が拡散しないこと、浄化の促進状況を把握していく。 モニタリング項目：シアン濃度、地下水位

<観測井戸置場所>



- 既設揚水井
- 既設観測井
- 新設観測井

2. 地下水汚染の浄化促進計画

浄化促進の基本方針

2008年4月から現在まで、揚水による地下水浄化と観測井戸によるモニタリングを実施し、高濃度のシアン汚染範囲の浄化を進め、効果を得てきた。

一方で、現状、浄化の進んでいない地点が見られることから、更なる地下水浄化対策の実行、汚染状況モニタリングの強化等により、対策の効果을把握しながら、これまで以上の地下水の浄化促進を図っていく。

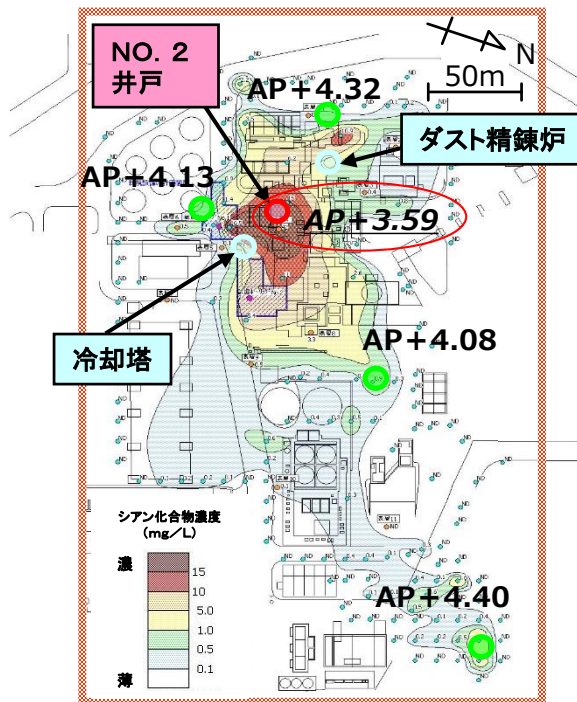
2022年1月11日測定 数字は地下水位

観測井設置深さ(数字は採水深度)

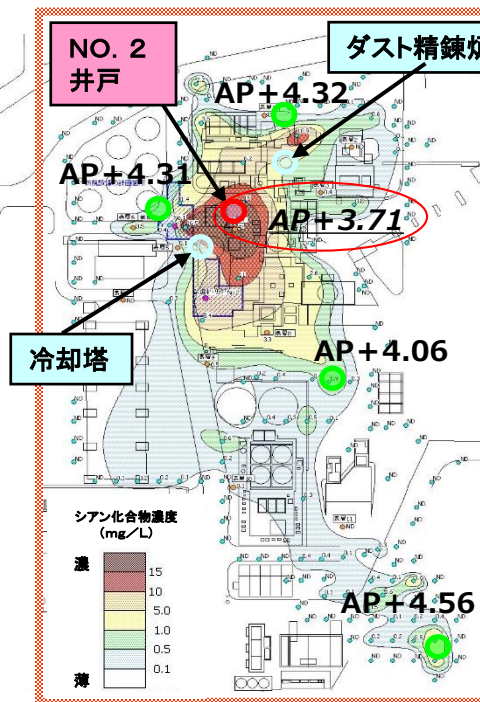
	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7
1	1.0~	1.0~	1.0~	1.0~	1.0~		
2	5.0m 1-1-a	3.9m 2-1-a	3.3m 3-1-a	3.4m 4-1-a	4.5m 5-1-a		深さ 1~5m
3							
4							
5		4.8~	4.5~	3.9~			
6	6.2~ 8.0m	6.4m 2-1-b	11.1m 3-1-b	6.6m 4-1-b	5.8~ 9.2m	5.7~ 8.7m	
7	1-1-b	7.0~		7.6~	5-1-b		
8		8.3m 2-1-c		10.3m 4-1-c			
9							深さ 5~10m
10					11.0~		
11					15.0m		
12		12.2~					
13	13.0~ 14.0m	14.2m 2-2	12.8~ 14.5m	13.5~ 14.4m			深さ 13~15m
14	1-2		3-2	4-2			
15							

 鉍滓層
 砂層
 シルト層

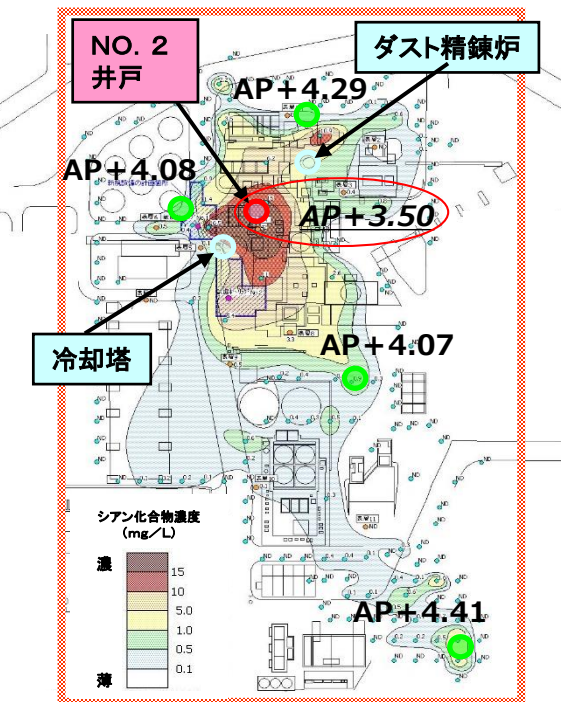
井戸深さ1~5mの水位



井戸深さ5~10mの水位



井戸深さ13~15mの水位



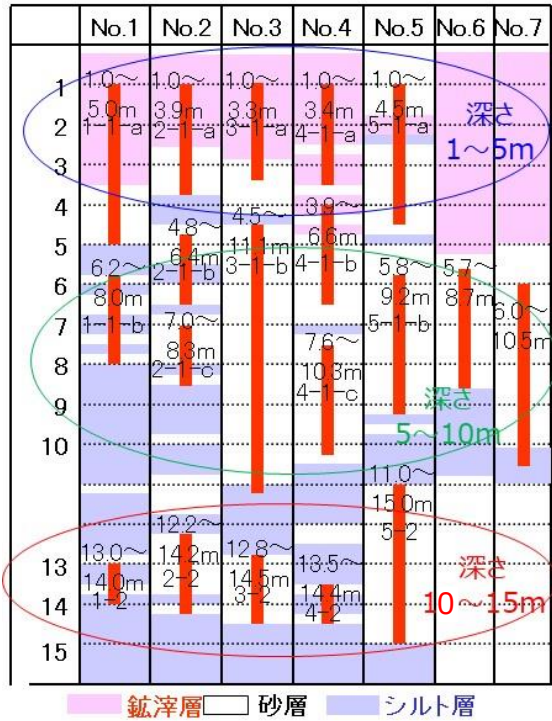
シアン濃度が最も高いNo.2井戸は、揚水しており、どの井戸深度でも地下水位は最も低い。よって、周辺に拡散しにくい状態である。

2-1) シアン対策の有効性評価(前回報告の訂正)

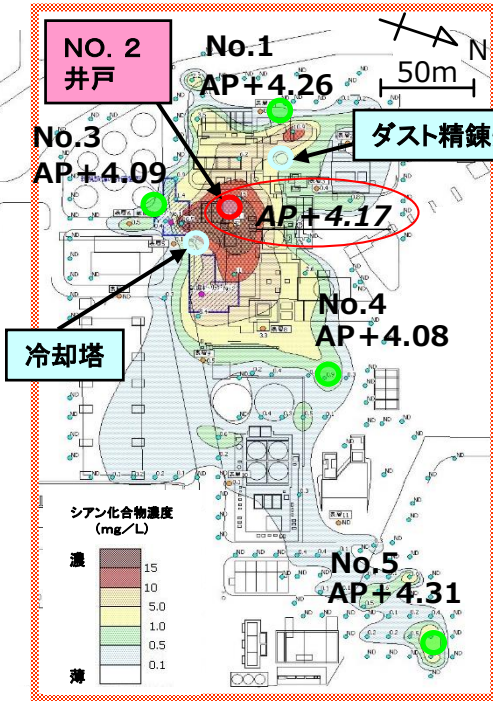
第1回委員会にて報告した地下水位に誤りがありましたので、以下の通り訂正いたします。

2022年1月11日測定
数字は地下水位

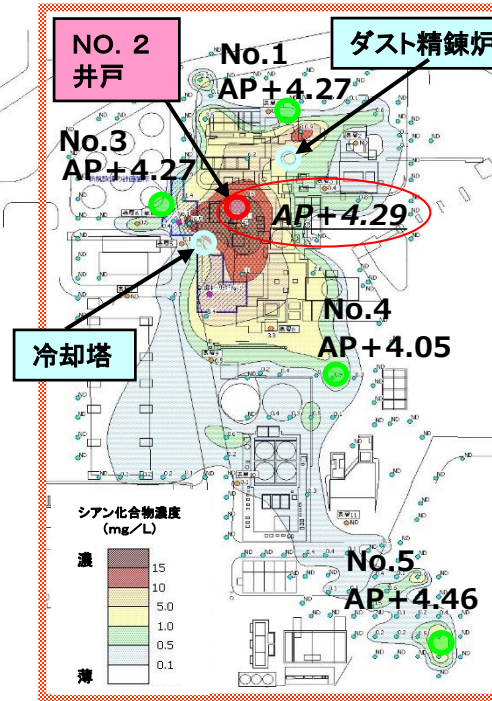
観測井設置深さ(数字は採水深度)



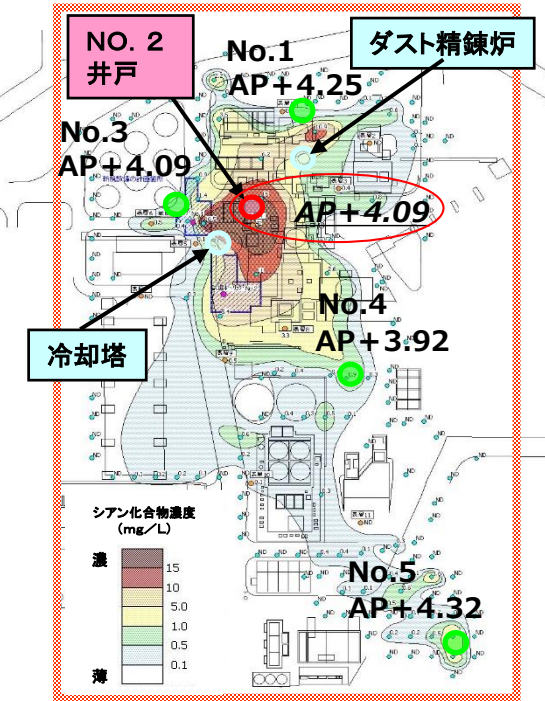
井戸深さ1~5mの水位



井戸深さ5~10mの水位



井戸深さ10~15mの水位



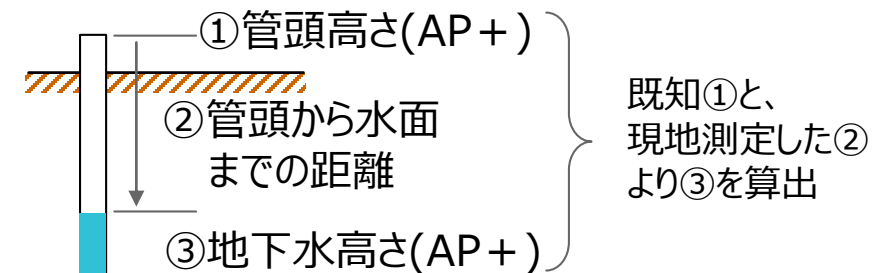
【訂正内容】

井戸No.	地下水位(AP+ m)	
	訂正前	訂正後
2-1-a	3.59	4.17
2-1-b	3.69	4.27
2-1-c	3.71	4.29
2-2	3.50	4.09

【訂正理由】

今回、全ての井戸の①管頭高さを再測定実施したところNo.2井戸がこれまで使用してきた①より580mm程度高く、③地下水高さも580mm程度高くなることが判明したため。

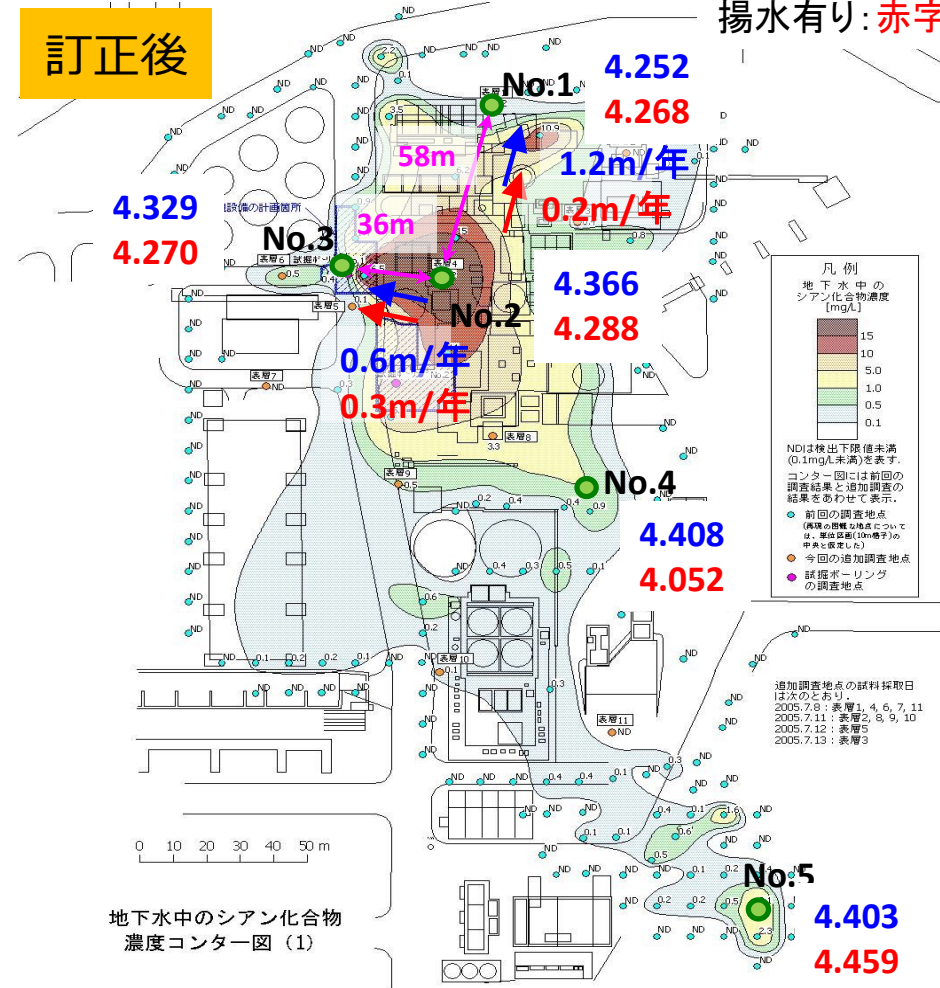
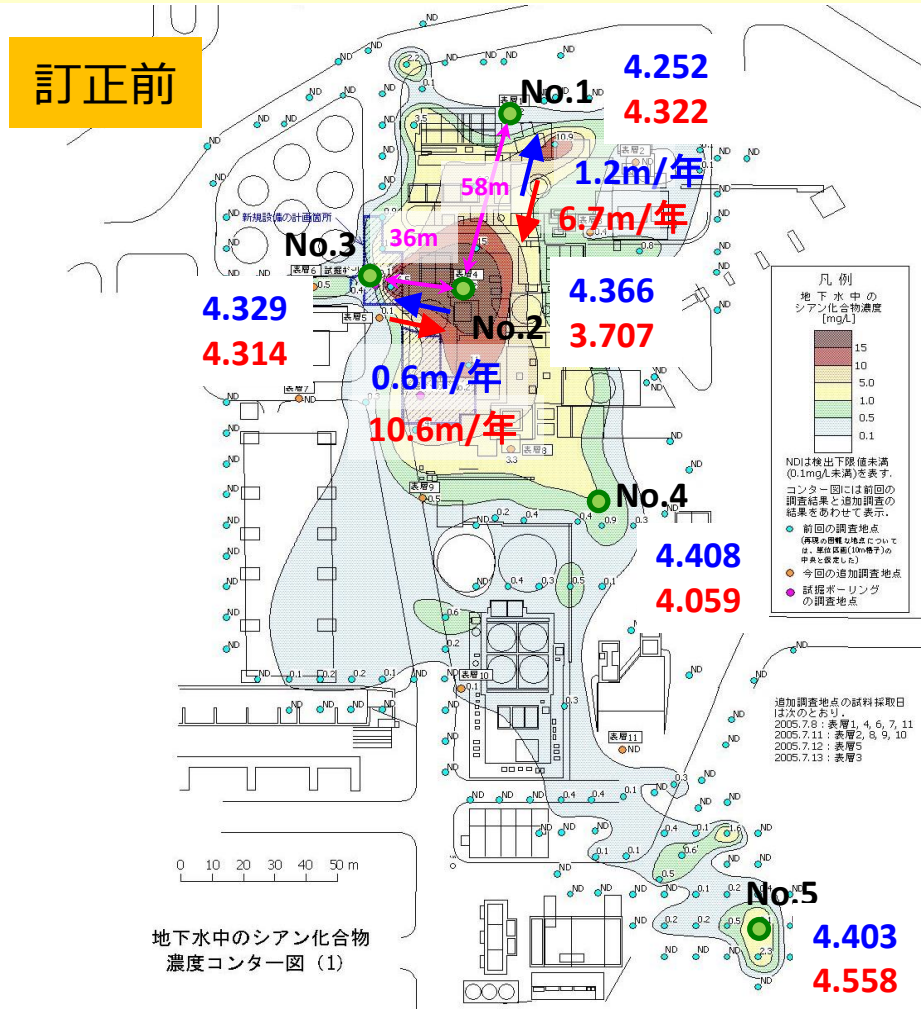
【地下水位測定方法】



2-1) シアン対策の有効性評価(井戸深さ5~10m地下水流動方向の訂正)

地下水水位を訂正した結果から、地下水流動方向を訂正いたします。

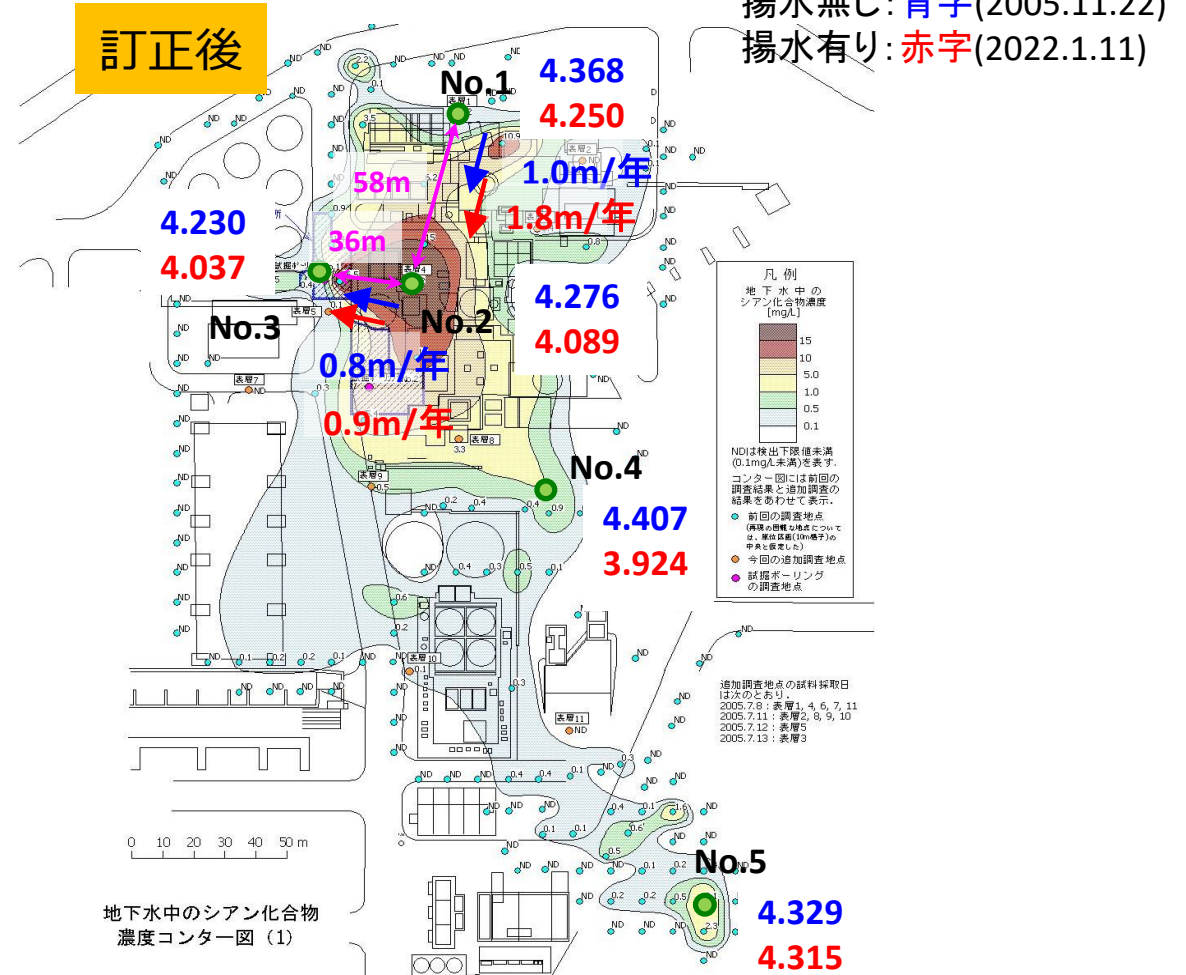
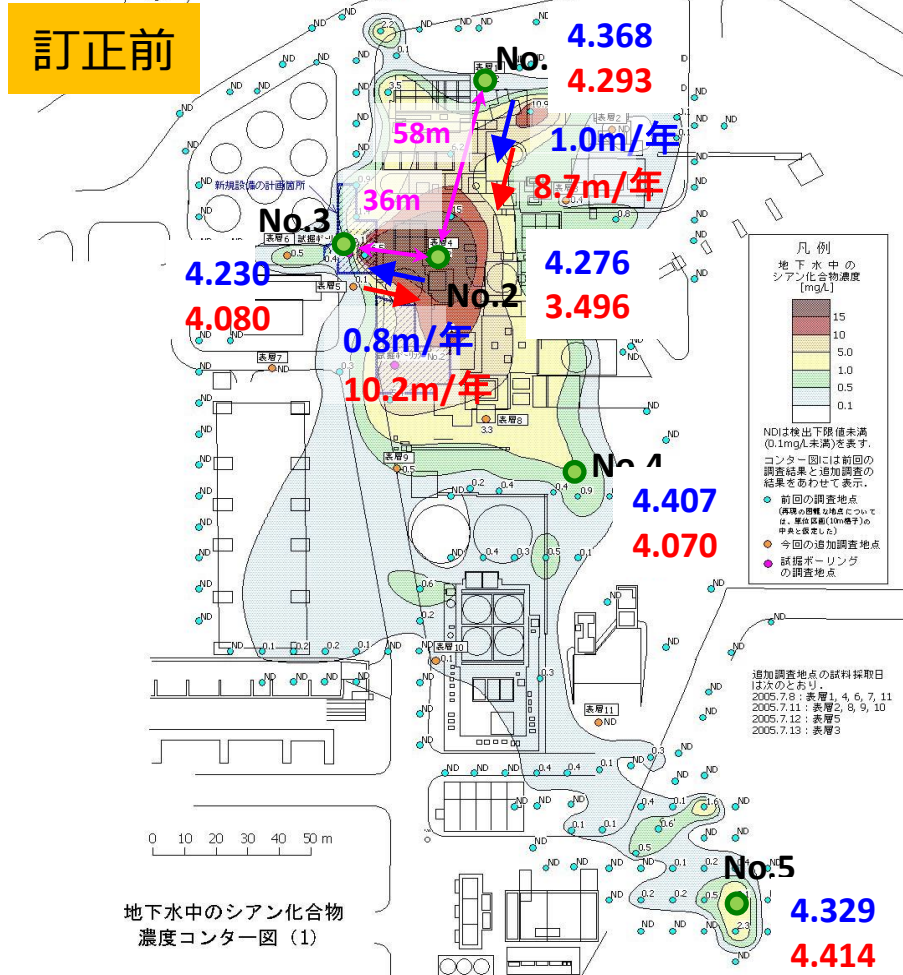
揚水無し: 青字(2005.11.22)
揚水有り: 赤字(2022.1.11)



No.3からNo.2へ流動すると報告していましたが、実際はNo.2からNo.3へ流動してありました。

2-1) シアン対策の有効性評価(井戸深さ10~15m地下水流動方向の訂正)

地下水水位を訂正した結果から、地下水流動方向を訂正いたします。

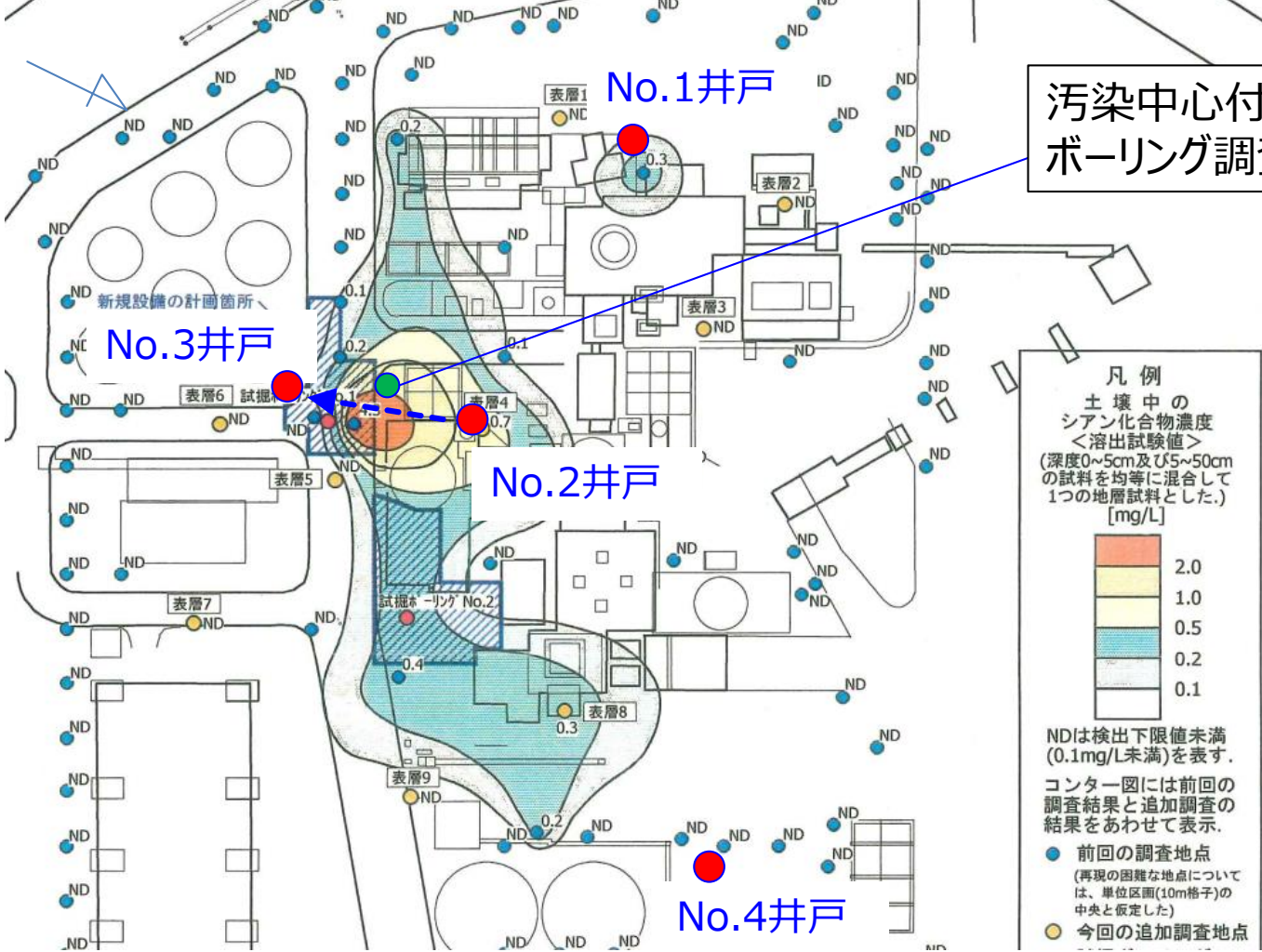


No.3からNo.2へ流動すると報告していましたが、実際はNo.2からNo.3へ流動してありました。以上より、No.2の揚水が少ないことがNo.3の浄化停滞の主因であると考えます。

2-1) シアン対策の有効性評価(土壌の高濃度汚染部の影響)

土壌の汚染分布によると、No. 2とNo.3の間に汚染中心があり、No.2からNo.3への流れにより、No.3の浄化を停滞させていると推定されます。

土壌調査期間
2005年3月～7月



汚染中心付近にできるだけ近い位置でボーリング調査を行い汚染の状況を把握します

凡例
土壌中のシアン化合物濃度 <溶出試験値>
(深度0~5cm及び5~50cmの試料を均等に混合して1つの地層試料とした.)
[mg/L]

2.0
1.0
0.5
0.2
0.1

NDは検出下限値未満(0.1mg/L未満)を表す。
コンター図には前回の調査結果と追加調査の結果をあわせて表示。

- 前回の調査地点
(再現の困難な地点については、単位区画(10m格子)の中央と仮定した)
- 今回の追加調査地点

2-2) 地下水汚染の浄化促進とモニタリング計画

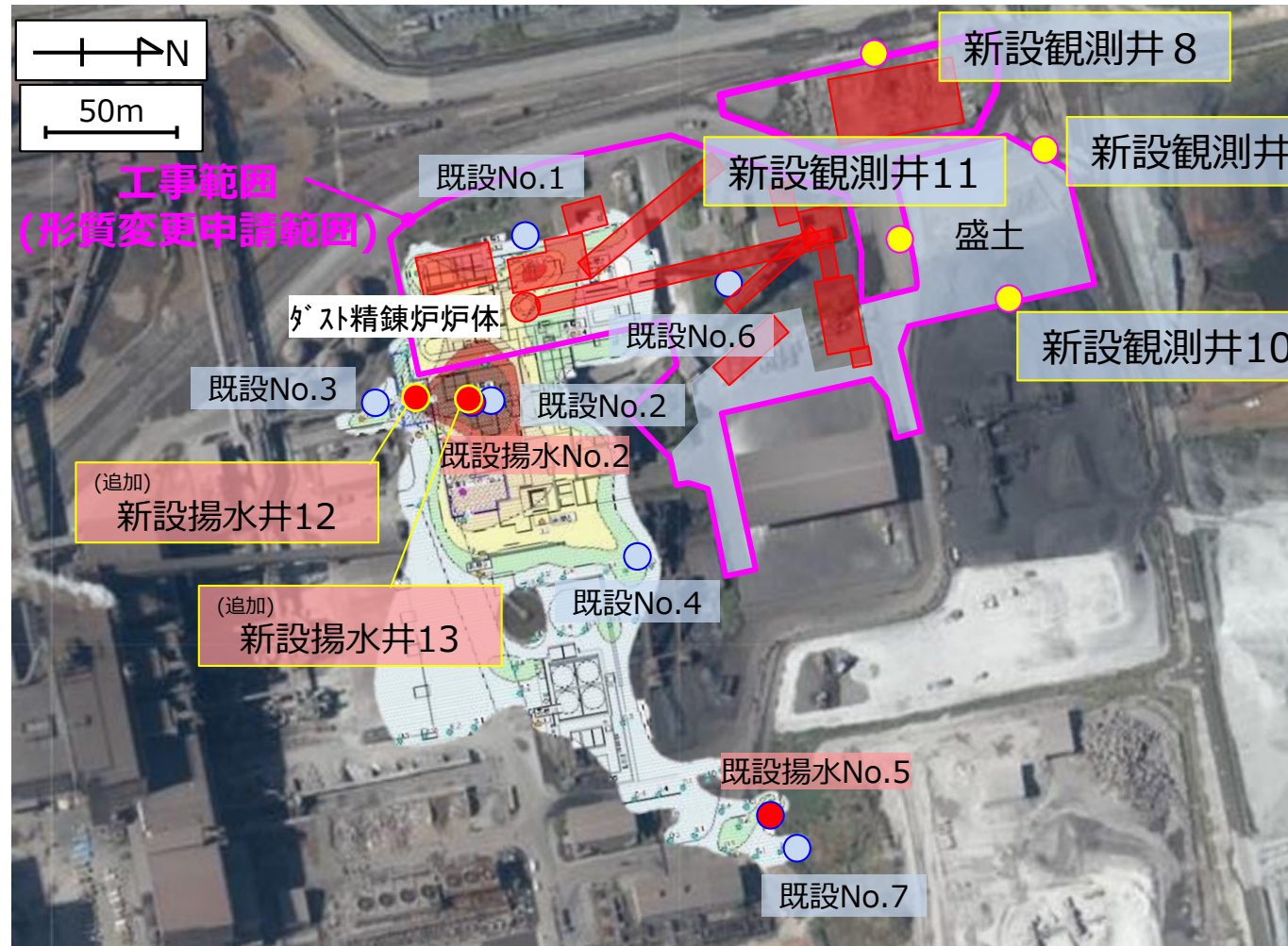
CR高炉着工前に地下水流動方向など、対策検討のための各種調査を実施する。着工～試験終了までの間は、揚水の少ないNo.2と浄化の進んでいないNo.3に揚水井（12、13）を増設し、シアン濃度の高い部位の浄化を促進していく。また、モニタリング強化(観測井既7+新4基)により、揚水井増設による浄化促進効果を評価していく。

今後の調査・対策予定

- (1) CR高炉着工前調査(～23年3月) 委員ご意見
- 対策検討のための各種調査の実施
- ① 既存観測井の深度別地下水調査
 - ② 地下水の流動方向調査
 - ③ No.1およびNo.3観測井周辺の地下水・土壌汚染調査

- (2) CR高炉着工～試験終了までの調査・対策(～27年3月) 委員ご意見
- ① 既設揚水井2基 + 新設揚水井2基で揚水を行い浄化停滞部を改善を図る。
 - ② 既設観測井7基 + 新設観測井4基で浄化促進効果と、盛土部の汚染拡散防止をモニタリングする。
 - ③ 地下水の測定頻度を2倍(1回/月→2回/月)にして監視を強化する。

- (3) CR高炉試験終了後の調査・対策(27年4月以降)
- ① No.1付近、No.3付近の深さ15mのコアボーリング結果を元に必要な対策を検討・実行する。
 - ② 浄化が促進しない場合は、更なる浄化促進対策を図っていく。



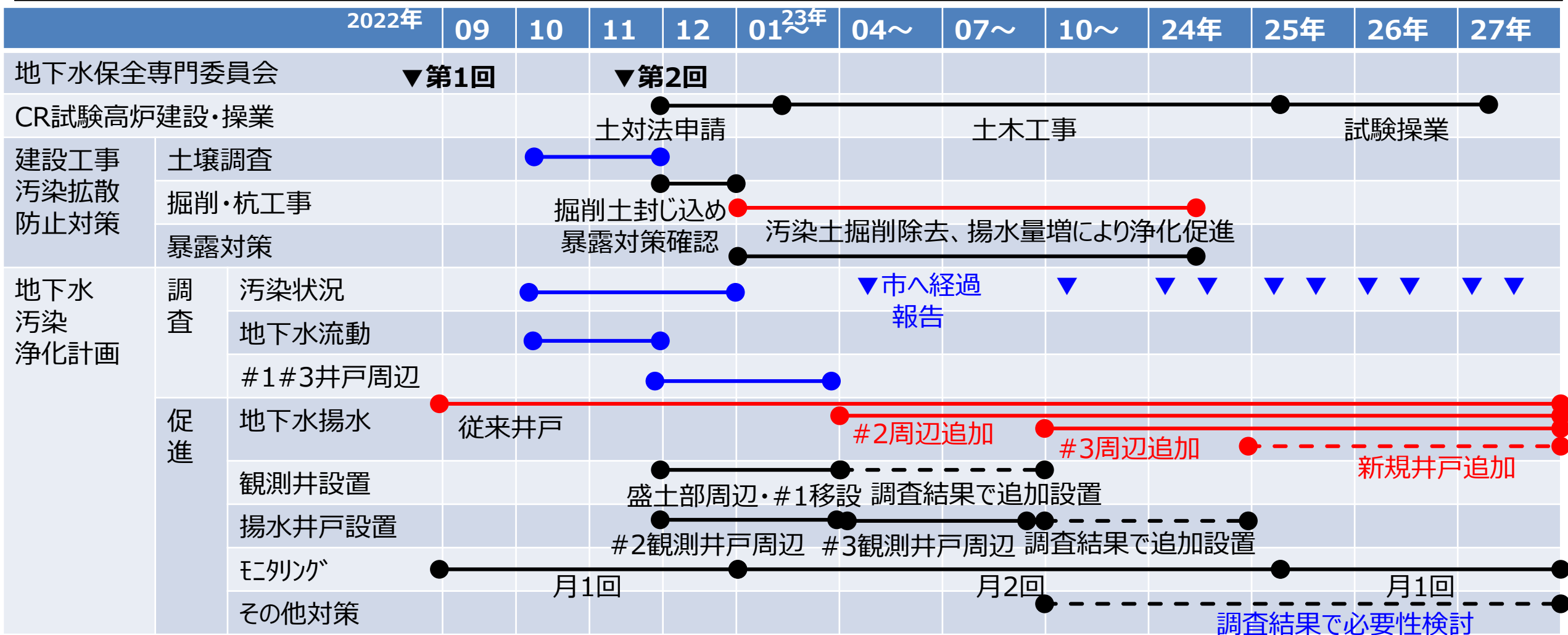
3. まとめ

3-1) 地下水汚染浄化の全体スケジュール

【建設工事】 土壤調査結果を、23年1月までに専門委員会に報告、承認後に着工予定。

【浄化促進計画】 現状行っている各種調査※は23年3月末に完了予定。各種調査結果に基づき策定する汚染浄化促進計画を23年度に専門委員会に報告予定。

※各種調査：「既存観測井戸の同スクリーンの深度別地下水調査」「地下水の流動方向調査」「No.1およびNo.3観測井戸周辺の土壤汚染調査」





JFE

Copyright © 2022 JFE Steel Corporation. All Rights Reserved.

本資料の無断複製・転載・webサイトへのアップロード等はおやめ下さい